

～ 平成20年4月から組織名称を「企業局」から「上下水道局」へ変更しました ～

# くらしと水

平成20年6月1日号  
第10号  
発行部数:251,000部



服織地区の生活排水を処理するために建設を進めていた公共下水道ルート「服織1号幹線」の安倍川横断部が完成し、千代、山崎、羽鳥大門などの一部地域で公共下水道が使えるようになりました。

この工事は安倍川の河底下10mのところに直径2mの管を布設し、その中に直径50cmの下水道管を2本通す全国的にもまれな大規模な工事でした。

一人ひとりが一日も早く公共下水道へ切り替えることが皆様の住環境を快適にする早道です。公共下水道の普及にご協力をお願いいたします。

## Contents

平成20年度の予算	②
上下水道モニター募集・イベント予定	③
水道料金の改定について	④
上下水道料金早見表	⑤
受益者負担金・雨水貯留浸透施設設置助成制度	⑥
漏水調査・貯水槽清掃・検針員等の訪問	⑦
上下水道に関する連絡先	⑧



平成20年3月19日 下水道供用開始式

# 平成20年度予算

## 水道事業

【お問い合わせ】 水道総務課 経理担当  
☎354-2706

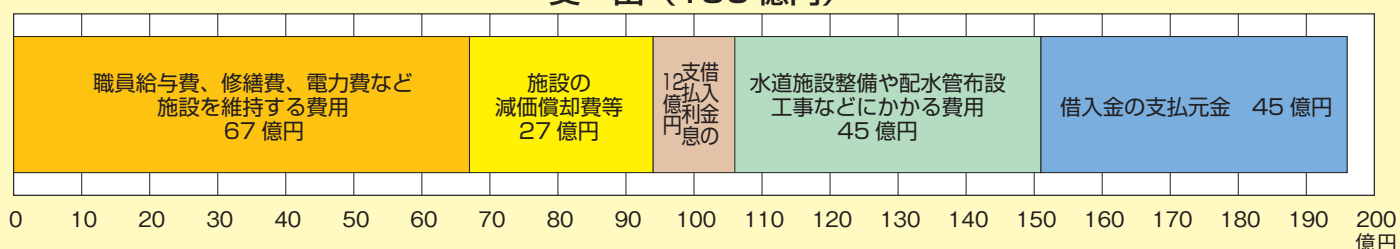
### 主要事業

○水相互運用北部ルートを整備 安定給水の確保を図るため、安倍川水系と興津川水系の水の相互運用計画を推進する	343,210千円
○蒲原拡張事業（第3浄水場改良等）	411,750千円
○谷津浄水場管理本館耐震補強工事	150,000千円
○門屋浄水場緩速ろ過施設改修工事	146,000千円

### 収入（196億円）



### 支出（196億円）



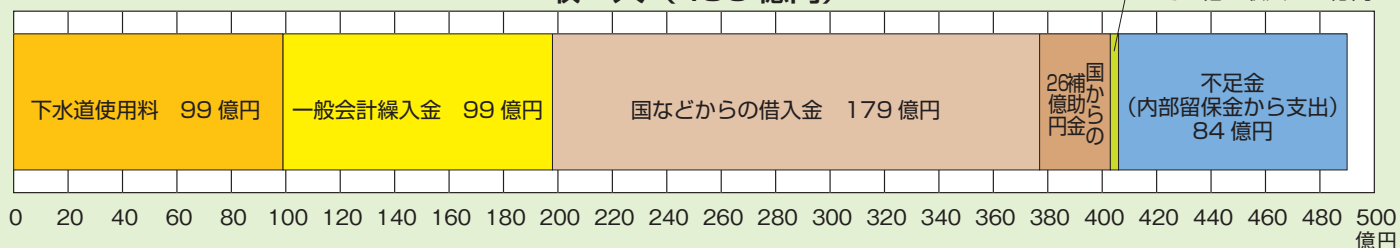
## 下水道事業

【お問い合わせ】 下水道総務課 経理担当  
☎354-2804

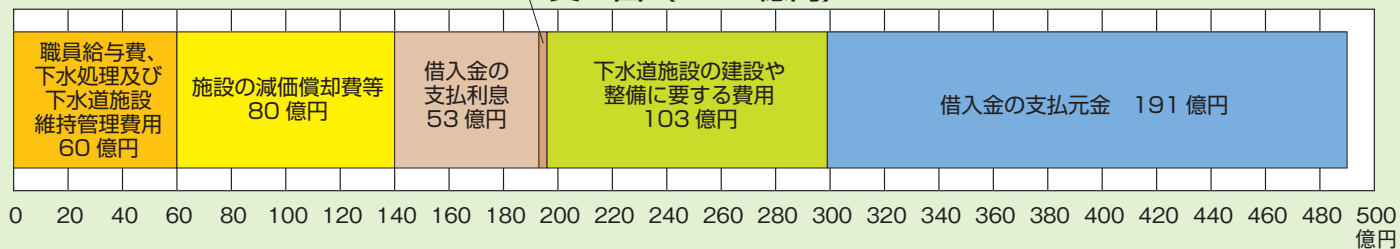
### 主要事業

○公共下水道事業（污水）	長田処理区、中島処理区、静清処理区、南部処理区
・主な整備箇所	長田浄化センターの水処理機械電気設備の増設、三保ポンプ場の建設など
・処理場、ポンプ場整備	
○浸水対策下水道事業（雨水）	葵区の唐瀬地区・長沼地区、駿河区の登呂地区・丸子芹が谷地区など
・主な整備箇所	雨水貯留浸透施設整備事業費助成事業
・助成事業	

### 収入（490億円）



### 支出（490億円）



### ※公営企業経営健全化計画（下水道事業）について

公的資金を繰上償還（補償金免除）するための経営健全化計画を策定し、関係省庁の承認を受け、平成20年2月議会で報告いたしました。この計画に基づき、企業債の金利負担の軽減が図られます。詳しくは上下水道局ホームページ（最終ページ参照）をご覧ください。

平成20年度

## 上下水道モニター募集

積極的にお客様のご意見やご提案などを伺い、上下水道事業の運営に反映させるため、「上下水道モニター制度」を設けています。

上下水道モニターになって、施設見学や水質の検査などをしてみませんか？

### 活動の内容

上下水道事業に対して意見を寄せる。地域住民の声を伝える。上下水道局の広報広聴活動への協力。年5回程度の会議（懇談会や上下水道施設見学など）への出席。

**応募資格** ・静岡市内在住で、上下水道または簡易水道をご利用いただいている方  
・5月1日現在満20歳以上の方  
・平日の会議に出席できる方

**募集人数** 20人程度

**任期** 委嘱の日から平成21年3月31日まで

**報酬** 薄謝有り（託児費用は実費支給）

**申込方法** 平成20年6月16日（月）までに、電話、FAXまたはメールで水道総務課まで  
☎354-2707 FAX 355-0715 E-mail shizusui@chabashira.co.jp

\*電話で申込みされた方には、後日略歴書を送付します。必要事項を記入のうえ、水道総務課へ返送してください。

\*メールで申込みされる場合は、上下水道局ホームページ（最終ページ参照）から略歴書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ送付してください。

\*選考は、略歴書の応募動機や作文、住んでいる地域などを考慮して行い、選考結果は、7月中旬に申込者あてに通知します。

\*なお、提出いただいた個人情報につきましては、「静岡市公営企業管理者の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程」に基づき、適切な取扱いをいたします。



【お問い合わせ】 水道総務課 水道企画室 ☎354-2707

### ●平成20年度 イベント開催予定●

上下水道についてご理解、ご協力をいただくために、ご家族で楽しめるイベントの開催を予定しています。ぜひご参加ください。

**上下水道フェア2008** 日時 平成20年8月1日（金）午前9時から午後3時まで  
場所 葵スクエア・青葉緑地  
お問い合わせ 水道総務課 総務担当 ☎354-2704

**下水道の日2008** 日時 平成20年9月7日（日）  
場所 市内（未定）  
お問い合わせ 下水道総務課 水洗普及担当 ☎354-2833

**城北浄化センター花菖蒲観賞会** 日時 平成20年6月2日（月）～8日（日）  
場所 城北浄化センター  
お問い合わせ 城北浄化センター ☎261-2981

## 水道水の基準項目に、塩素酸が加わりました！！

水質基準に関する省令が改正され、平成20年4月から水道水質基準項目に塩素酸が追加されました。

塩素酸の基準値は、0.6mg/L以下です。

水質基準項目は従来の50項目から51項目になりました。

今後も、市民の皆様にご安全でおいしい水道水の供給に努めます。

【お問い合わせ】 水質管理課 ☎363-6651

# 6月使用分から水道料金が改定されます

旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町でそれぞれ異なっていた水道料金が、平成20年6月使用分から統一されます。

昨年度「水道料金等懇話会」を開催して有識者や市民の方々の意見をいただきながら検討した結果、市議会において新料金体系が承認、決定されました。

今後もより一層経営の健全化に努め、安全・安心な水道水の安定供給を目指してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

## 新料金体系

基本料金（1ヶ月） （水道メーターの口径別）	
口径	月額
13mm	399.00円
20mm	399.00円
25mm	651.00円
30mm	2,005.50円
40mm	2,005.50円
50mm	2,971.50円
75mm	7,413.00円
100mm	12,621.00円
150mm	27,604.50円
200mm	27,604.50円

従量料金（使用水量1m <sup>3</sup> につき）	
10m <sup>3</sup> までの分	63.00円
10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> までの分	112.35円
20m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> までの分	149.10円
50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	173.25円
100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> までの分	192.15円
500m <sup>3</sup> を超える分	204.75円

### 【料金計算例】

（メーター口径が20mmで、123m<sup>3</sup>使用の場合）

8月検針分使用水量（2ヶ月分）			
計算区分		6月分 62m <sup>3</sup>	7月分 61m <sup>3</sup>
水道料金	基本料金	399.00円	399.00円
	10m <sup>3</sup> までの分 (63.00円×10m <sup>3</sup> )	630.00円	630.00円
	11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> までの分 (112.35円×10m <sup>3</sup> )	1,123.50円	1,123.50円
	21m <sup>3</sup> から50m <sup>3</sup> までの分 (149.10円×30m <sup>3</sup> )	4,473.00円	4,473.00円
	51m <sup>3</sup> からの分 (173.25円×12m <sup>3</sup> ) (173.25円×11m <sup>3</sup> )	2,079.00円	1,905.75円
	1ヶ月分の計	8,704.50円	8,531.25円
	2ヶ月分の計 10円未満の端数を切り捨てる。	17,230円	

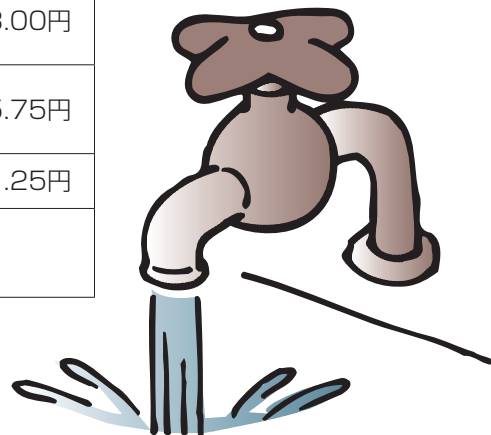
※新料金ではメーター口径13mmと20mmは同額です。

※メーター口径は、一般家庭では蒲原地区が13mm、その他の地区は20mmが多いです。

※使用量は、一般家庭では毎月20m<sup>3</sup>から30m<sup>3</sup>使用される場合が多いです。

※水道料金と下水道使用料は、通常2ヶ月ごとにご請求しています。

※今回は水道料金の改定のみで、下水道使用料は変更ありません。



## 新料金早見表

【2ヶ月料金】(13mm・20mm)

使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)	合計額 (円)
0	790	1,940	2,730
1	860	1,970	2,830
2	920	2,010	2,930
3	980	2,050	3,030
4	1,050	2,080	3,130
5	1,110	2,120	3,230
6	1,170	2,160	3,330
7	1,230	2,190	3,420
8	1,300	2,230	3,530
9	1,360	2,270	3,630
10	1,420	2,310	3,730
11	1,490	2,340	3,830
12	1,550	2,380	3,930
13	1,610	2,410	4,020
14	1,680	2,450	4,130
15	1,740	2,490	4,230
16	1,800	2,530	4,330
17	1,860	2,560	4,420
18	1,930	2,600	4,530
19	1,990	2,640	4,630
20	2,050	2,670	4,720
21	2,170	2,800	4,970
22	2,280	2,940	5,220
23	2,390	3,070	5,460
24	2,500	3,200	5,700
25	2,610	3,330	5,940
26	2,730	3,460	6,190
27	2,840	3,590	6,430
28	2,950	3,720	6,670
29	3,060	3,850	6,910
30	3,180	3,990	7,170

使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)	合計額 (円)
31	3,290	4,120	7,410
32	3,400	4,250	7,650
33	3,510	4,380	7,890
34	3,630	4,510	8,140
35	3,740	4,640	8,380
36	3,850	4,770	8,620
37	3,960	4,900	8,860
38	4,080	5,040	9,120
39	4,190	5,170	9,360
40	4,300	5,300	9,600
41	4,450	5,450	9,900
42	4,600	5,600	10,200
43	4,750	5,750	10,500
44	4,900	5,910	10,810
45	5,040	6,060	11,100
46	5,190	6,210	11,400
47	5,340	6,360	11,700
48	5,490	6,520	12,010
49	5,640	6,670	12,310
50	5,790	6,820	12,610
51	5,940	6,970	12,910
52	6,090	7,120	13,210
53	6,240	7,280	13,520
54	6,390	7,430	13,820
55	6,540	7,580	14,120
56	6,690	7,730	14,420
57	6,830	7,890	14,720
58	6,980	8,040	15,020
59	7,130	8,190	15,320
60	7,280	8,340	15,620

【お問い合わせ】 営業課 管理担当 ☎354-2711

## 井戸水で公共下水道をご利用のご家庭は、家族人数が変わったらすぐ届出を！

用途	世帯人数	使用水量
家事用	1人	1ヶ月につき11m <sup>3</sup>
	2人	1ヶ月につき18m <sup>3</sup>
	3人	1ヶ月につき25m <sup>3</sup>
	4人	1ヶ月につき29m <sup>3</sup>
	5人	1ヶ月につき33m <sup>3</sup>
	6人以上	1ヶ月につき33m <sup>3</sup> に5人を超えて 1人増えるごとに2m <sup>3</sup> を加算して得た量

※水道水と井戸水を両方お使いの方は、上記と異なる場合があります。

ご家庭で使った井戸水を公共下水道へ流しているお客様（家事用・メーターなし）は家族の人数に応じて使用水量を認定し、下水道使用料を計算しています。

家族の人数に増減が生じた場合、認定水量が変わり下水道使用料も変更になりますので、下記担当まで届出をお願いします。

また、用途が変わる場合（例：業務用→家事用）にも届出が必要です。

【お問い合わせ】 営業課 検針担当

☎354-2742（清水区）

営業課 静岡料金監理室検針担当

☎221-1454（葵区、駿河区）

## 平成20年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

下水道事業受益者負担金は、公共下水道が使用できる区域の土地所有者等に対し、下水道工事費の一部を負担していただく制度で、本市では昭和45年から制度化しています。

平成20年度は下記の区域の土地所有者の皆様へ、ご負担をお願いすることになりました。

なお、詳細については、下記担当までお問い合わせください。

負担区の名称	下水道事業受益者負担金を賦課しようとする区域
清水南部第一負担区	永楽町、新富町、村松原一丁目、八坂南町、の各一部
清水南部第二負担区	北矢部、折戸、三保、駒越東町、駒越中一丁目、駒越中二丁目、殿沢一丁目、折戸一丁目、折戸二丁目、折戸三丁目、折戸四丁目、折戸五丁目、袖師町、の各一部
清水北部第一負担区	秋吉町、八坂東一丁目、袖師町、横砂東町、の各一部
清水北部第二負担区	袖師町の一部
清水静清第一負担区	永楽町、大坪一丁目、北矢部、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目、能島、有東坂、吉川、北脇新田、草薙、馬走、七ツ新屋一丁目、馬走北、の各一部
清水静清第二負担区	秋吉町、石川、下野、蜂ヶ谷、山原、八坂南町、八坂北一丁目、八坂北二丁目、八坂東一丁目、八坂東二丁目、高橋一丁目、高橋二丁目、高橋三丁目、高橋四丁目、飯田町、天王南、下野東、下野西、下野北、下野中、下野緑町、下野町、石川本町、石川新町、蜂ヶ谷南町、梅ヶ谷、押切、大内、大内新田、能島、吉川、草薙、長崎新田、興津中町、の各一部
静岡第一負担区	丸子二丁目の全部 長沼、柳町、の各一部

【お問い合わせ】 下水道総務課 水洗普及担当 ☎354-2833

## 雨水貯留浸透施設の設置助成制度について

住宅等の敷地へ雨水貯留浸透施設を設置する場合や、下水道の整備により不用となった浄化槽を貯留施設に転用する場合は、その費用の一部を助成します。

雨水貯留浸透施設の設置は、浸水被害の軽減や良好な水循環の保全に効果があります。

是非この制度をご利用ください。

(対象区域)

(補助額) 設置費の3分の2を補助

(ただし限度額は下記のとおり)



下水道全体計画区域

(市街化区域と一部の調整区域)

〈限度額〉

雨水浸透ます (A型)	57,000円 / 基
雨水浸透ます (B型)	28,000円 / 基
雨水貯留タンク (200ℓ以上)	30,000円
雨水貯留タンク (400ℓ以上)	60,000円
不用浄化槽転用施設	100,000円 / 基

【お問い合わせ】 下水道維持課 排水設備担当 ☎354-2746  
静岡下水道維持監理室 ☎221-1149

## 公共下水道への接続で、快適な環境を！！

衛生的で快適なまちづくりを目指して公共下水道の整備を進めています。

皆様が公共下水道を利用することで、川や海がきれいになり、生活環境が改善され、自然環境を守ることができます。

整備された区域の皆様は、下水道法及び静岡市下水道条例により、公共下水道への接続が義務となります。早期の接続にご協力ください。

なお、公共下水道への接続を行っていただくための費用に対する「融資あっせん利子補給制度」を設けておりますので、ぜひご利用ください。

【お問い合わせ】 下水道総務課 水洗普及担当 ☎354-2833

## 漏水調査にご協力ください

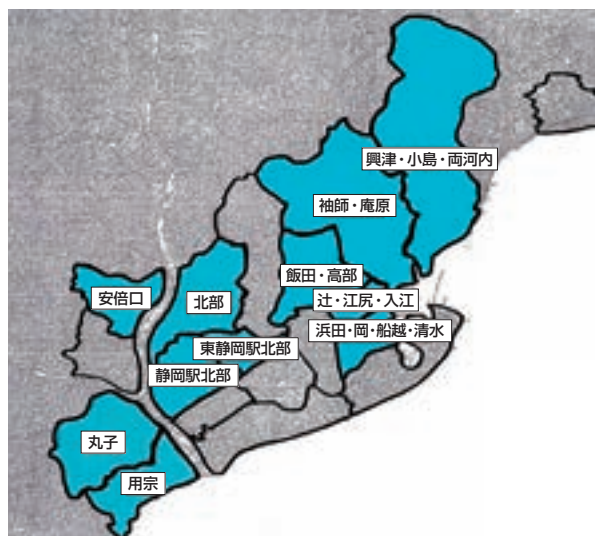
地下に埋設されている水道管からの漏水の発見と防止のため、定期的に地区ごと漏水調査を行っています。

調査は、平成21年1月までの間、右図青色の区域で実施する予定です。

調査期間中は、皆様方の宅地内に立入らせていただき、水道メーター付近までの漏水調査も行いたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

なお、委託調査員は上下水道局の腕章と調査員身分証明書を携帯しています。

【お問い合わせ】 水道維持課 維持第1担当 ☎354-2733



## 貯水槽の清掃をお願いします

貯水槽を設置している方は、水道法や市の貯水槽水道に係る衛生管理指導要綱により、貯水槽の適正な管理をお願いします。

貯水槽の清掃や点検などは、1年ごとに1回実施する必要があります。

まだ実施していない方は、早めに実施するようにしてください。詳しくは、下記へお問い合わせください。

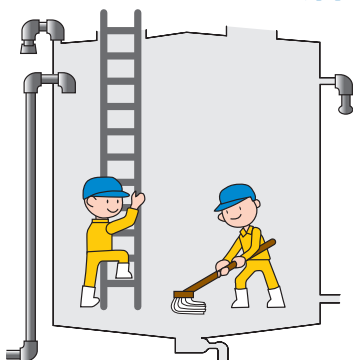
清掃前

⇒

清掃後



貯水槽の内部



【お問い合わせ】 ●葵区・駿河区にお住まいの方

水道維持課 静岡給水装置監理室

☎221-1461

静岡市保健所 生活衛生課 生活衛生担当

☎249-3155

●清水区にお住まいの方

水道維持課 給水装置担当

☎354-2745

静岡市保健所清水支所 生活食品衛生担当

☎354-2214

## 清水区（蒲原地区を除く）の水道メーターの取付ねじ交換について

水道メーターには「舶来ねじ」と「上水ねじ」の2種類があり、葵区・駿河区及び蒲原地区は全て「上水ねじ」で、蒲原地区を除く清水区の水道メーターは、大部分が「舶来ねじ」です。

本年度、上下水道局は2種類あるメーターを「上水ねじ」に統一する事業を実施していきます。

ねじの規格を統一することにより、全市において同一規格のメーター契約、発注、入在庫、保管取替え等の事務作業が簡素・合理化され、静岡・清水の区別なく取り替えることが可能となり、水道メーターにおける効率的な管理運用が図られるとともに、地震等被災時に迅速な復旧がなされることが期待されます。

ねじ交換は、計量法で定められた水道メーター検定満期の交換時（8年間を有効期間として交換）に合わせて実施していきます。

なお、このねじ取替修繕は無料（局負担）です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ】 営業課 量水器担当 ☎354-2714

## 水道料金等の徴収及び検針について

督促納期限を過ぎた水道料金・下水道使用料の徴収業務と、一部地域の定期検針及び水道を使用中止する場合の検針等業務を民間業者（平成20年度は㈱ジェネッツ）に委託しています。また、定期検針については個人にも委託しています。

訪問する係員は、上下水道局が発行した写真入りの身分証明書を携帯しています。ご確認ください。

【お問い合わせ】 営業課 精算担当

☎354-2743（清水区）

営業課 静岡料金監理室 精算担当

☎221-1304（葵区・駿河区）

営業課 蒲原サービス担当

☎385-7750（清水区蒲原地区）

## 災害に備えて 一家庭でできる防災対策



「西奈南小学校での防災訓練」H19.12

地震発生直後は断水する可能性が高く、被害地域が広範囲になるとときには給水活動ができないことも予想されます。

飲料水は「1人あたり1日3リットルで3日分」を目安に、各家庭で準備してください。ポリ容器などにくみ置きする場合は、①容器の中をよく洗浄し、②中に空気が入らないように水を入れて、③日の当たらない涼しい場所へ保管してください。

保管した水は、夏季3日程度、冬季10日程度を目安に交換し、飲み水として利用する場合は必ず煮沸してください。

また、給水車などから水を受け取る場合、清潔なポリ容器を準備しておく役立ちます。

【お問い合わせ】 水道総務課 水道企画室 ☎354-2707

## 下水道管を埋める工事にご協力ください

下水道事業は、皆様の生活環境の改善と公共水域の水質保全を目的に、汚水を各浄化センターに導く幹線管きよや各家庭の汚水を取込む枝線管きよなどの汚水管を整備するほか、大雨時における浸水被害を軽減するための雨水管の整備を進めています。

### 本年度の予定事業等

・汚水管の整備は、葵、駿河区では羽鳥、千代、山崎、向敷地、丸子など、清水区では飯田、高部、興津、三保などの各地区で行います。

なお、これらの地区において、住宅や事業所などの新築、改築などを計画されている方は、下水道の整備時期について事前にご相談下さい。

・雨水管の整備は、葵、駿河区では大岩、北安東、登呂、石部、丸子、丸子荊が谷など、清水区では三保地区で行います。

※工事期間中は、交通規制等により大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。また、詳しい工事箇所は、上下水道局ホームページ（下記参照）でもご確認いただけます。

【お問い合わせ】 下水道建設課 工事第1担当～第4担当 ☎354-2813～2820

## 上水道・下水道についてのご連絡・ご相談は

使用開始または中止の手続き	上下水道お客様サービスセンター ☎355-1320 平日の午前8時30分から午後7時まで (土、日、祝日、年末年始を除く)
口座振替の手続き	
水道料金・下水道使用料に関すること	営業課 静岡料金監理室 ☎221-1454・1304 (葵・駿河区) 営業課 検針担当 ☎354-2742・2743 (清水区)
水質に関すること	水質管理課 ☎363-6651・6652
断水、にごり、道路の水漏れなど、緊急を要する場合	水道維持課 ☎281-9596 (葵区・駿河区) ☎354-2734 (清水地区) ☎385-7750 (蒲原地区) ※平日の夜間(午後5時15分以降) 土、日、祝日、年末年始 静岡給排水修繕センター ☎248-7812 (葵区・駿河区) 清水区夜間休日受付 ☎345-5270 (清水地区・蒲原地区)
その他 水道に関すること	水道総務課 水道企画室 ☎354-2707
その他 下水道に関すること	下水道総務課 総務担当 ☎354-2803

■この広報紙についてのご意見、ご要望は、水道総務課水道企画室までお寄せください。

☎054-354-2707 FAX 054-355-0715

E-mail: shizusui@chabashira.co.jp ホームページ: <http://sc.city.shizuoka.jp/kigyo/index.html>